| | | | |
|---|---|---|---|
| 三菱東京ＵＦＪ銀行 | 行徳支店 | 村井　　進 | 1747230 |
| 三菱東京ＵＦＪ銀行 | 駒込支店 | 葛西　俊彦 | 874836 |
| 三菱東京ＵＦＪ銀行 | 新小岩支店 | 榎本　浩一 | 4767126 |
| 三菱東京ＵＦＪ銀行 | 新小岩支店 | 千葉　裕巳 | 27660 |
| 横浜銀行 | 本郷台支店 | 佐藤　正晃 | 6003243 |
| 楽天銀行 | オペラ支店 | 安藤　和生 | 4015081 |
| 楽天銀行 | オペラ支店 | 井上　康文 | 4145112 |
| 楽天銀行 | オペラ支店 | 外舘佳津未 | 4132371 |
| 楽天銀行 | オペラ支店 | 千葉　裕巳 | 4035236 |
| 楽天銀行 | ジャズ支店 | 松村　信明 | 4639511 |
| 楽天銀行 | ジャズ支店 | 三橋　勝宣 | 4870574 |
| 楽天銀行 | ジャズ支店 | 山田　裕也 | 4864140 |
| 楽天銀行 | ジャズ支店 | 和井田光浩 | 4108990 |
| 楽天銀行 | 第一営業部 | ㈱テクノ | 7010122 |
| 楽天銀行 | ドラム支店 | 阪本　好子 | 1039045 |
| 楽天銀行 | ピアノ支店 | 栗山　正明 | 1042552 |
| 楽天銀行 | マーチ支店 | 木村　照夫 | 4139249 |
| 楽天銀行 | マーチ支店 | 新興商事㈱ | 7038770 |
| 楽天銀行 | マーチ支店 | 深山　敏明 | 3978123 |
| 楽天銀行 | ロック支店 | 伊藤　昭夫 | 4690868 |
| 楽天銀行 | ロック支店 | 安田　和弘 | 4456245 |

⑷　主な犯行態様

ア　名簿に記載された被害者へ電話をかけ、若しくはダイレクトメールを送付し、又はインターネットサイトに広告を掲載するなどの方法で借入れを勧誘する。

イ　現金を、直接交付又は顧客指定の口座に振込入金する方法で貸付けを行う。

ウ　指定した銀行口座に、法定利息を超えた金利及び元本等を振込入金させる。

エ　振り込まれた現金を犯人が引き出して手に入れる。

5　開始決定の時における給付資金の額

金251万6,540円

6　支給申請期間

平成26年６月12日から同年８月12日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　横浜地方裁判所川崎支部

⑵　被告人氏名　富元辰幸こと　羅　　辰幸、濱本　直樹、三浦　正史

⑶　裁判年月日　３名とも平成23年６月16日

⑷　確定年月日　３名とも平成23年７月１日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

富元辰幸こと羅辰幸らは共謀の上、無許可で貸金業を営み、被害者から法定利息を超えた金利及び元本等の支払いを受けるに当たり、その支払金を他人名義の口座に振込入金させて犯罪収益の取得につき事実を仮装しようと企て、平成21年４月21日から同22年９月28日までの間、前後523回にわたり、被害者をして、羅らが管理する借名口座である東京都内の楽天銀行（旧イーバンク銀行）ジャズ支店に開設された和井田光浩名義の普通預金口座ほか35口座に現金合計1,731万1,250円を振込入金させてこれを預け入れ、もって犯罪収益の取得につき事実仮装したものである。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒231―0021　横浜市中区日本大通９番地

横浜地方検察庁　被害回復給付金事務担当

電話番号　045―211―7629

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（横浜地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

## 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月12日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成26年５月28日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ヤマヤス建設株式会社　伊藤　博章　兵庫県豊岡市上陰153―１　国土交通大臣許可（特―23）第9747号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　同社元取締役は、取締役であった当時、刑法第208条の罪により平成21年12月24日に京丹後簡易裁判所から罰金10万円の略式命令の判決を受け、平成22年１月13日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第１項第２号に該当すると認められる。

## 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２６年（家）第１０２８号**

札幌市中央区大通東９丁目１番地19　ライフプラザ大通905号

申立人　宗形　良光

本籍北海道札幌市豊平区福住１条８丁目10番、最後の住所札幌市豊平区福住１条８丁目10番21号、死亡の場所北海道札幌市豊平区、死亡年月日平成26年４月28日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和16年11月12日、職業無職

被相続人　亡　齊藤　淳子

事務所札幌市中央区大通西９丁目　キタコーセンタービルディング６階　岩本・佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　甲斐　寛之

札幌家庭裁判所

**平成２６年（家）第２５６号**

宮城県石巻市鹿妻南４丁目５―45　住宅型有料老人ホームカスミ草

申立人　小西　たか

本籍宮城県石巻市中央３丁目33番地１、最後の住所宮城県石巻市中央３丁目６番６号、死亡の場所宮城県石巻市、死亡年月日平成23年４月21日、出生の場所宮城県石巻市、出生年月日昭和10年２月26日、職業不詳

被相続人　亡　小西　義信

事務所宮城県石巻市泉町４丁目１番20号　庄司法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松浦健太郎

仙台家庭裁判所石巻支部